



緊急！大阪府北部を震源とする

地震で見えたこと

全壊3世帯では、生活再建の支援は受けられないのか

一般社団法人 A D I 災害研究所 理事長 伊永 勉

大阪府民の 油断を直撃した地震

今年、6月18日の午前7時58分に、大阪府北部の有馬高槻断層帯南部と上町断層帯北部付近(北緯34・8度、東経135・6度)の深さ13kmを震源とするマグニチュード6・1の地震が発生し、高槻市・茨木市・大阪市北区等で震度6弱、大阪市の北部や京都府南部では、震度5強を記録した。最近新たに発表されるようになった、高層ビル特有の揺れを表す「長周期地震動階級」が大阪府北部だけでなく、震度は低かった兵庫県南部・奈良県で2(物につかまらないと動けない震度5弱同等)を示し、滋賀県北部や大阪府南部・鳥取県西部・徳島県北部で

1を記録しており、地震波が地盤の弱いところに伝わることで、遠くでも影響することと、地表では揺れを感じなくても、高層ビルの上層階では揺れを感じることが分かる。内陸での地震だったので、津波の心配はなかった。大阪府内で震度6弱以上の地震が観測されるのは、1923年以降の統計で初めてのことです。気象庁は最近発足したJETT(気象庁防災対応支援チーム)の気象台職員を、大阪府、枚方市、箕面市、高槻市、茨木市、兵庫県、近畿地方整備局の各災害対策本部に派遣し、気象の見通し等について解説・助言を行うと同時に、地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった大阪府、京都府の市町については、土砂災害警戒情報の発表基準(降水

量)を引き下げて、大雨等の気象情報に対応しています。地震の発生が、朝の8時前ということで、朝食中の家もあつただろうが、火災の発生は全域で7件に留まっており、都市ガスの供給が震度5弱以上の揺れで自動停止するという機能が効果を発揮したことが分かる。大阪府と京都府全域での、建物の倒壊については、全壊が3棟、半壊は20棟、一部損壊が12727棟となっており、非住家施設である公共施設の被害はゼロとなっている。さらに人的被害については、死者4人で、2人は家具の下敷きだったが、2人はブロック塀の下敷きで死亡している。小学校のブロック塀の倒壊で小学生が犠牲になったことは、全国に衝撃を与え、その後直ちに全国のブロック塀の耐



至るところで見られるブロック塀の被害

震調査が行われた。負傷者については、重傷者は7人、軽症者は423人という結果になっている。大阪府民にとっては、あり得ないと思っていた直下型地震だったが、23年前の阪神・淡路大震災を経験した人が多く、家屋の耐震補強や家具の固定をしている家庭が予想以上に多く、家具の倒壊による圧死が少なかったこ

とが伺える。石油コンビナート等特別防災区域の重要施設の被害届けは出ていない。

そのとき企業はどう動いたか

大規模災害発生時に、従業員や利用客が安全に自分の家庭に帰れるための対策として「帰宅困難者対策」の推進が、東日本大震災時の東京都内における500万人を超える滞留者の大パニックを契機に全国で急速に手掛けられてきた。しかし今回の6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、この帰宅困難者対策は機能したのだろうか。テレビの画面には、新淀川大橋を徒歩で渡る多くの人の群れが映し出されており、帰宅困難者サービステーションを活用したという報告は少なかつた。大阪府の松井知事は18日の地震発生直後に、報道のインタビュウに答えて、「従業員の早期帰宅を促す」発言をしたことで、帰宅時間を分散させるといふ基本的な対策を間違ってしまった。後日反省されていたが、自治体の首長としての発言は正しくあつてほしい。

内閣府のガイドラインでは、企業

や集客施設では、災害発生直後に従業員や利用者を急いで帰すのではなく、「留まる」「留まる人のための場所と支援」を優先することとなっている。今回の地震では一体どうであったのかを検証してみた。京都府内の企業が非常に早く対策を実施していたことが伺える。例えば島津製作所は、20km以上の遠隔地に住む従業員に会議室を提供して、水と毛布を配布したことで、20数人の従業員が一泊することが出来た。村田製作所と半導体メーカーのロームは、社員に早期退社を指示したが、残り社員には自社の宿泊施設の提供と、本社内への受け入れを行った。同じく半導体メーカーのSCREENホールディングスは、近くのホテルを手配して社員に提供した。フォークリフトの三菱ロジスネクストは、社内食堂に弁当と毛布を手配し、従業員に配布した。行政でも、長岡京市と大山崎町は住民のための避難所とは別に、交通機関の運休に対して庁舎内に一時避難所を提供したので、約200人が利用した。もちろん多くの避難所では、地域の避難者と同様に帰宅困難者の受け入れも行ってい

る。JR西日本は、湖西線の駅で停止した乗客に消費期限切れの備蓄飲料水を配った。大阪府内の企業の動向については、住友電気工業では、大阪市の本社内に緊急対策本部を設置し、被害状況の確認を行い、自動車関連部品の生産工場の稼働をいったん停止し、設備の点検を実施。クボタは枚方市の建設機械製造工場では、設備の点検をする一部の従業員を残し、全従業員に帰宅指示を出した。武田薬品工業は大阪市中央区の本社で、地震発生後、各社員の判断で在宅勤務や近くの営業所での勤務に切り替えられるようにした。パナソニックは、門真市にある本社社屋や工場などで大きな被害は出ていないことと、多くの従業員が会社できていることから、「安全に十分注意をして、出社の可否を判断するよう」に「との通達」がされた。大阪府庁では「災害等応急対策実施要領」で定められている、震度6弱以上の地震を観測した時は、事情がある場合を除いて、約8000人の全職員を非常配備すると定めているが、勤務開始時間の午前9時までに出勤できたのは2割に満たない1369人

だった。このような状況となった要因は、地震による倒壊や火災といった直接的な被害ではなく、通勤途上における公共交通機関の運行停止によるものだが、全てではないとしても、京都府では、企業も行政も人間を主とした対策の方向性が見られるが、大阪府の場合は、企業としての操業に関わる面が中心ではなかつたのかと思うのは私だけだろうか。大阪も京都もターミナル駅を中心とした「帰宅困難者対策協議会」が発足しており、企業・行政・地域が連携しての帰宅困難者支援の具体的な構築が進められているのだが、今回運よく犠牲者は少なかつたことで、真ににせず大いに反省することで、真剣に取り組んで欲しいことと、今後このような断層における地震が多発するという警告もあることから、南海トラフ巨大地震が起こる前に、都市圏の帰宅困難者対策は、企業にとつてのBCPの要であることをしっかりと確認してほしい。

今回の被災地域で利用客が多いという事だろうか、金融機関の特別対応は、素早く発表され、多くの銀行が預金の払い戻しについて、預金

通帳・証書・届け出印鑑を紛失しているも、本人の確認がとれば対応するとしており、住宅ローンなどのプランを増やし、「り災証明書」を提出すれば低金利の融資なども行った。また、大手家電メーカー各社が、内閣府が災害救助法を適用した大阪府の12市1町の居住者が所有する自社製家電製品に対する特別措置を発表し、自社製家電製品が破損等した場合に、製品の点検・見積りは見積り診断料・出張料が無料、修理費用は有料修理料が半額とした。ただし、部品代・出張料は、通常料金としている。

生活再建支援はどつなる

発災5日目の22日に、被災状況を確認するため、テレビの取材として高槻市部と茨木市の一部で現地調査を行った。住民の方のご厚意で、当時の状況や住宅内の被害についてお話を聞かせていただくことができた。また、応急危険度判定の作業に同行して見て回った限りでは、全壊や半壊といった家屋はほとんど見受けられず、屋根の瓦が落下している姿と、外壁の剥離や、ひび割れ、建屋の傾



外壁の亀裂



剥離する外壁

き、ブロック塀の傾きなどの被害が至るところで見られる。しかし、家の中に入れていただき確認すると、家の中はとてむの怖いような状況があり、キッチンとリビングの床が10cm程ずれていて基礎まで亀裂が入っているなど、幼児が怖がって今でも家に入りたがらないという家族にも会った。余震を心配して、夜は避難所に行くという人が多い状況だ。被災者には独居高齢者も多く、自分で片付けができない人も多く、被災状況が一見して分かりにくく支援の手が行き届いていない。被災地を回って感じたことは、東日本大震災や熊本地震のように街中が崩壊しているような災害ではなかったが、被災された方の被害は大きく今後の支援の重要性を感じた。ただ、阪神・

淡路大震災を経験した人たちの地震への備えが効果を発揮した現場が多くあり、家具の固定をしている室内や寝室に背の高い家具を置かないこと、さらに寝るときに大切なものを枕元に置いて寝ていると答えてくれた住民が多かった。また、食器棚の観音開きの扉に止め具を着けていて、食器が飛びださなかった家を見てもらったが、やはり阪神の時の怖さが忘れられないとのことだった。避難所も見ましたが、平日であったため日中は人がほとんどいない状況ですが、暑い日が続く中で、避難所の生活は健康管理に十分な注意が必要であると再認識した。現地調査の際にも、余震による二次災害防止のため、建物の損傷の状態を点検する応急危険度判定が行われていた

が、6月20日での状況は、赤色(危険)判定戸数(危険判定戸数/調査戸数)は、大阪府北区4戸/825戸、高槻市21戸/97戸、茨木市14戸/51戸で、箕面市・摂津市も検査中で、まだまだ時間がかかることと感じた。気になるのは、全壊家屋が大阪府と京都府で3世帯だったことで、被災者生活再建支援法の適用はあるのかという事です。この制度では、住宅が全壊か半壊の場合、やむを得ず解体した場合、居住不能な状態が長期化する場合、大規模な補修をしなければ居住が困難な場合に支援金が支給されることになっており、対象となる自然災害は、概ね災害救助法施行令に該当する自然災害で、10世帯以上の全壊住宅が発生した都道府県市町村となり、人口によつて若干の条件の違いはありますが、条件に適合すれば制度が適用され、例えば、全壊100万円、再建に200万円等の支援金が出るようですが、制度の適用とならない場合は、当該自治体において対応を決めることになっているため、今回はどうなるのか気になるところです。大阪府の松井知事は、一部損壊

した住宅の再建に向けた無利息の融資制度と、府営住宅等民間マンションを含み「みなし仮設」を200室つくり、1年間家賃免除で提供することも発表しました。しかし、支援金の話にはまだ触れていません。兵庫県立大学防災教育研究センター長の室崎教授は、「財政力のない人は、一部損壊と認定され財政支援が得られないと、傾いた家を修理することも出来ず、危険な住宅に住み続けざるをえません。再建を支援するという視点と事前減災で耐震化するという視点から、修理のための支援金を提供できるよう、制度の見直しあるいは弾力的運用が求められます。」



昼間には無人になる避難所

との談話を発表されています。また、松井知事は、義援金の早期支給を指して、住宅の修理など生活再建の後押しをするため、一部損壊住宅には義援金から5万円を配布することを2週間程度で実現すると発表したのですが、通常は募金活動に数カ月かかることと、建物被害を公的に示す防災証明書の発行も、被災市町の職員が建物を調査した後の発行には1〜2週間かかる。スピードアップのために、住宅被害が多い高槻市や茨木市は写真を基に証明書を発行する方式も導入しているが、対象は軽微な被害に限られている。知事の急がせる発言に、支給の実動部隊となる市町に負担が掛からないかと不安視されており、義援金については、一般的に被災都道府県が外部委員を含む委員会を設置し、犠牲者遺族や重傷者、住宅被害といった配分対象や額などを決定し、市町村を通じて被災者に支給されることになっていることから、知事の発言は早すぎないかとの声もある。今回の地震で全国的にその耐震化の点検が始まったブロック塀の撤去について、京都市では最大15万円の助成金を配布す

ることを決定し、防災証明書の発行を写真でも受け付けることを発表した。復旧ではあるが、今後の災害を防ぐ意味でも、早い決断は市民に安心感を与えている。

ボランティア支援と注意

被災地では、災害ボランティアセンターが開設され、東日本や熊本地震での経験豊かなリーダーを含むボランティアが集まってきて、特に梅雨に備えた屋根のブルーシートによる防水作業と室内の掃除作業が展開された。

この様な善意の動きとは逆の嫌な動きも見られるようになり、高槻市のホームページに悪徳商法への注意喚起が発表された。「地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生していますので、十分ご注意ください。」というもので、具体的な例を挙げると、電力会社を名乗り、「地震後、電気はついていませんか。壁にひびきなどはありませんか。無料で点検します」と電話があった。電力会社やガス会社を騙り、外壁や屋根の工事契約をさせようとすると業者が訪問するということ

だ。また、市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められたケースもある。公的機関が、電話等で義援金を求めることはない。災害が起こると、非日常な環境と情報が不足する状況を利用した弱みに付け込む悪徳業者が横行する。いつも被害を受けるのは高齢者であることから、家族だけでなく、近所の見守りがこれらの犯罪を防ぐには一番であり、被災地には見慣れない人の出入りが急増するため、ボランティアの支援を受ける場合は、ボランティアセンターからの派遣の証明を確認することや、ボランティアは単身で活動しないのが原則なので、チームであることの確認も必要です。また、地域の知っている役員などに確認をしてもらうことも有効です。嬉しいと思う支援の申し出でも、一人で感激せず、冷静に判断できる知人や家族と相談することが望めます。ごく僅かのことですが、一人でも一度でも不愉快な想いをしないように、特に地域の高齢者のことは、周りのみなどで気づかっただけという安全で安心あまらぶくりが、結局災害に強いまらになるということです。